

介護老人保健施設 田沢の郷 利用料金表

入所利用料 多床室（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	777	826	889	941	991
食費	1,600（第３段階② 1,360、第３段階① 650、第２段階 390、第１段階 300）				
居住費	437（第３段階 430、第２段階 430、第１段階 0）				
夜勤職員配置加算 ※１	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※２	18	18	18	18	18
１日あたりの利用料金	2,856	2,905	2,968	3,020	3,070
１月あたりの利用料金	85,680	87,150	89,040	90,600	92,100
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

入所利用料 個室（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	703	748	812	865	913
食費	1,600（第３段階② 1,360、第３段階① 650、第２段階 390、第１段階 300）				
居住費	1,728（第３段階 1,370、第２段階 550、第１段階 550）				
夜勤職員配置加算 ※１	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※２	18	18	18	18	18
１日あたりの利用料金	4,073	4,118	4,182	4,235	4,283
１月あたりの利用料金	122,190	123,540	125,460	127,050	128,490
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

その他の加算（１割負担）

（単位；円）

初期加算（Ⅱ）（30 日間） ※４	30	30	30	30	30
外泊時費用 ※５	362	362	362	362	362
療養食加算 ※６	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6	１食あたり 6
若年性認知症入所者受入加算 ※７	120	120	120	120	120
新興感染症等施設療養費 ※８	240	240	240	240	240
ターミナルケア加算 ※９	死亡日当日 1,900、前日及び前々日 910、以前４日以上 30 日以下 160、以前 31 日以上 45 日以下 72				

【別表 - １の利用料項目※１～９の内約】

- ※１ 当施設では１日平均夜勤職員数５名以上で職員を配置しております。１日につき算定します。
- ※２ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上である場合に、１日につき算定します。
- ※３ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の７５に相当する額が、１月につき加算されます。
- ※４ 入所した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、１月に６日を限度として、１日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※６ 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※７ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、１日につき算定します。
- ※８ 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定します。
- ※９ 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。

入所利用料 多床室（２割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	1,554	1,652	1,778	1,882	1,982
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	437	437	437	437	437
夜勤職員配置加算 ※１	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※２	36	36	36	36	36
１日あたりの利用料金	3,675	3,773	3,899	4,003	4,103
１月あたりの利用料金	110,250	113,190	116,970	120,090	123,090
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

入所利用料 個室（２割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	1,406	1,496	1,624	1,730	1,826
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※１	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※２	36	36	36	36	36
１日あたりの利用料金	4,818	4,908	5,036	5,142	5,238
１月あたりの利用料金	144,540	147,240	151,080	154,260	157,140
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

その他の加算（２割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ) (30 日間) ※４	60	60	60	60	60
外泊時費用 ※５	724	724	724	724	724
療養食加算 ※６	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12	１食あたり 12
新興感染症等施設療養費 ※８	480	480	480	480	480
ターミナルケア加算 ※９	死亡日当日 3,800、前日及び前々日 1,820、以前４日以上 30 日以下 320、以前 31 日以上 45 日以下 144				

【別表 - １の利用料項目※１～９の内約】

- ※１ 当施設では１日平均夜勤職員数５名以上で職員を配置しております。１日につき算定します。
- ※２ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上である場合に、１日につき算定します。
- ※３ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の７５に相当する額が、１月につき加算されます。
- ※４ 入所した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、１月に６日を限度として、１日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※６ 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※８ 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定します。
- ※９ 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。

入所利用料 多床室（３割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	2,331	2,478	2,667	2,823	2,973
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	437	437	437	437	437
夜勤職員配置加算 ※１	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※２	54	54	54	54	54
１日あたりの利用料金	4,494	4,641	4,830	4,986	5,136
１月あたりの利用料金	134,820	139,230	144,900	149,580	154,080
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

入所利用料 個室（３割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	2,109	2,244	2,436	2,595	2,739
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※１	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※２	54	54	54	54	54
１日あたりの利用料金	5,563	5,698	5,890	6,049	6,193
１月あたりの利用料金	166,890	170,940	176,700	181,470	185,790
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※３	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

その他の加算（３割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ) (30 日間) ※４	90	90	90	90	90
外泊時費用 ※５	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086
療養食加算 ※６	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18	１食あたり 18
新興感染症等施設療養費 ※８	720	720	720	720	720
ターミナルケア加算 ※９	死亡日当日 5,700、前日及び前々日 2,730、以前４日以上 30 日以下 480、以前 31 日以上 45 日以下 216				

【別表 - １の利用料項目※１～９の内約】

- ※１ 当施設では１日平均夜勤職員数５名以上で職員を配置しております。１日につき算定します。
- ※２ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上である場合に、１日につき算定します。
- ※３ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の７５に相当する額が、１月につき加算されます。
- ※４ 入所した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。
- ※５ 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、１月に６日を限度として、１日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※６ 入所者の病状等に応じて、食事等に基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※８ 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定します。
- ※９ 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前４５日を上限として算定します。

その他の料金

(単位 ; 円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	文 書 料	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	入所証明書	2,200
調髪 (男性)	2,200	簡易な診断書	2,200
丸刈り (男性)	2,000	複雑な診断書	5,500
パーマ	4,300	身体障害者手帳用診断書	5,500
白髪染め	2,800	障害者年金受給用診断書	5,500
洗 濯 代		死亡診断書	3,300
私物洗濯代 (1ヶ月分)	3,630	※2枚目から	500
タオルケット・綿毛布	440	2人部屋利用料 (1日)	500
毛布・二枚毛布	880	インフルエンザ 予防接種料	実費相当額
ドライクリーニング	実費相当額	浴衣代	3,520

※洗濯代について

『1度に回収する衣類が12点以上となる場合』は「私物洗濯代 (1ヶ月分)」とは別に、1回あたり別途550円 かかります。

当施設では、週2回の入浴・清拭時に衣類を洗濯に出します。その際、1度に出す衣類が12点以上になった場合、その都度、1回あたり550円が別途追加でかかります。